

2016年7月30日

慶応EU研究会

明治大学法学部専任講師 佐藤智恵

1. 本報告の目的

EEC設立当初のEUは、経済的な繁栄を目的としており、EEC条約の規定も自由移動等、経済活動に関するものが占めていた。そのため、当時のEU法には、“法の欠缺”が存在し、法の欠缺を埋めるため、法の一般原則に基づいて判断される事案も多かった。

EU法の形成において、法の一般原則が果たした役割は過少評価されるべきではない。特にEUは、加盟国が主権の一部をEUに委譲することにより、すべての加盟国で均一にEU法が適用されるよう法理論及び司法制度を確立しており、そのようなEU法の均一な適用を確保するために、EU法の一般原則がどのような役割を果たしたのか、EU法の一般原則の特徴は何か、司法裁判所による法の一般原則の適用を精査し、検討する。

最終的には、法の一般原則の適用に関するEU法の事例が、国際社会における共通ルールの実効性確保に適用できるか否か、できる場合にはそのために法の一般原則に求められる要素は何かを検討したいと考えている。

2. EU法の一般原則とは何か

(1) 性質

EU法秩序に含まれる原則・EU法秩序において憲法的な地位を有する

EU法の法源

EU法秩序の基礎をなす規範的価値 (TEU2条) > TEU及びTFEU、EU基本権憲章、法の一般原則 > 派生法

(2) EU法の一般原則の例

誠実協力義務 (TEU4条3)、補完性原則 (TEU5条3)、比例性原則 (TEU5条4)、差別禁止 (TFEU18条)、法的確信や法的予測、基本権保護

(3) EU法の一般原則はどのように見いだされるのか

- EU加盟国の国内法の共通ルールから導き出されたもの
- EU法秩序独自の性格に基づいて生じたもの (例) 権限付与の原則

→現在では明文化されているEU法の一般原則がある

例) 比例性原則 EU法の一般原則の形成に特定の加盟国の法が与えた影響はあるのか
独(仏)国内法の要求→EU法の一般原則

3. EU法の一般原則の機能

(1) EU法の欠点を埋めるための機能

●EU法の一般原則の内容は、EUの目的に応じて発展している。

1950年代：共同市場における経済的な自由を保障するために、差別禁止原則や比例性原則が認められた。

EU機関に勤務する職員に関する紛争解決の過程でEUの行政法に関する法の一般原則(法的予測の原則等)が認識された。

1960年代～70年代：加盟国に共通の憲法的伝統等を参照しながら、EU法による基本権保障がなされることが確認された。

1980年代：EU法の一般原則はEUのみならず、EU法を実施する加盟国(加盟国当局・加盟国裁判所)も拘束することが認められるようになる。

1990年代以降：

①EU法上の権利を保障するために、加盟国に新たな補償措置を講じる必要性も指摘されるようになった(Cases C-46/93 & C-48/93 Brasserie du Pêcheur and Factortame III)。

【評価】司法積極主義という批判。

②マーストリヒト条約で、権限付与の原則、補完性の原則、比例性の原則がEUの基本的原則として規定された。

EUは人権保護についても成文化を試み始め、法の支配がそれまで以上に意識されるようになる。→基本権憲章や憲法条約という形で具体的な基本権が規定されることにつながった。

【評価】EU法の一般原則の立法化時代が到来？

(2) EU法の解釈の補助としての機能

(3) 司法審査の対象となっているEU法(TFEU263条)又はEU法の範囲内の加盟国法(TFEU267条)の適法性を判断するための機能

①司法審査によってEU法の一般原則に反すると判断されたEUの措置は、司法裁判所によって無効と宣言される(TFEU264条)。

ただし、無効の効力は原告が求めた以上には及ばない。たとえば、競争法に関するCase C-310/97 P Commission v AssiDomani Kraft Products aB and Others(Wood Pulp III)では、欧州委員会による競争法違反決定の対象となった企業の一部が当該決定の無効を求めたところ、司法裁判所は委員会決定の無効を認めた。しかし、その効力は訴えた原告のみに及ぶのであり、訴えに参加しなかった他の事業者には及ばないと判断した。

【評価】平等原則との関係…複数の法の一般原則の競合

②加盟国は EU 法の一般原則と相いれないと判断された国内法の適用を控えなければならない。

加盟国は、EU 法の一般原則を根拠に EU 法が保障する自由移動を制限する措置をとることができる。例) Case C-36/02 Omega 事案

司法裁判所はすべての加盟国の憲法がドイツ基本法のように「人間の尊厳」を基本権として保障しているわけではなかったにもかかわらず、EU の指令等で「人間の尊厳」に言及していること、EU の基本権憲章 1 条が「人間の尊厳」を明示的に規定していることを根拠に、「人間の尊厳」が EU 法の一般原則として確立していると認めた。

【評価】一加盟国の憲法的価値が EU 法の一般原則として認められると他国にも当該原則が適用される。最終的には、憲法的価値の広く薄い拡散が生じ、EU 法の一般原則の存在価値を減ずることにつながるのではないか。

4. おわりに

(1) EU 法の一般原則の特徴

①司法審査において審査の対象となっている EU 法・EU 法の範囲内の国内法の適法性を判断するための機能を有すること。

→EU 法の合法性審査は司法裁判所の専管事項であり、EU 法を実施するための加盟国の国内法審査も司法裁判所が行う。

→法の一般原則を直接の根拠として用いる

②EU 法の一般原則の認定に際しては、全加盟国で法の一般原則として認められていることは必要ではない。

→該原則をそれほど重視していなかった加盟国に対しては、新たな法的拘束力のある原則を導入することにつながり、EU 域内における法の支配の確立に寄与することになる。

(2) EU 法の一般原則の機能が示唆すること・今後の展望について

参考文献：

庄司克宏『EU 法基礎篇』（岩波書店、2013年）。

福王守「「法の一般原則」と国内法の衝突に関する一考察 - EU における基本権保障をめぐって -」『敬和学園大学研究紀要』第10巻（2001）、pp.171-205。

福王守「EU における「法の一般原則」と一般国際法の形成」『敬和学園大学研究紀要』第8巻（1999）、pp.49-68。

N. Lazzerni, “Please, Handle with Care!” – Some Considerations on the Approach of the European Court of Justice to the Direct Effect of General Principles of European Union Law, in: L. Pineschi (ed.), *General Principles of Law- The Role of the Judiciary*, Springer, 2015, pp.145-168.

D. Galetta, General Principles of EU Law as Evidence of the Development of a Common European Legal Thinking: The example of the Proportionality Principle (from the Italian Perspective), in: H. Blanke et al (eds), *Common European Legal Thinking*, Springer, 2015, pp.221-242.

C. Semmelmann, General Principles in EU Law between a Compensatory Role and an Intrinsic Value, *European Law Journal*, Vol.19 (2013), No.4, pp.457-487.

A. Dashwood, M. Dougan, B. Rodger, E. Spaventa, D. Wyatt, *Wyatt and Dashwood's European Union Law 6th ed.*, 2011.

K. Lenaerts, J. A. Gutierrez-Fons, The Constitutional Allocation of Powers and General Principles of EU Law, *Common Market Law Review*, Vol. 47 (2010), pp.1629-1669.

T. Tridimas, *The General Principles of EU Law 2nd ed.*, Oxford University Press, 2006.

J. A. Usher, *General Principles of EC Law*, Longman, 1998.

G. D. Búrca, The Principle of Proportionality and its Application in EC Law, *Yearbook of European Law*, Vol.13 (1993), pp.105-150.